

日本農林規格の改正について(概要)



2026年1月29日

農林水産省
新事業・食品産業部

日本農林規格の改正について(概要)

- JASについては、「JAS規格の制定・見直しの基準」(令和4年8月29日日本農林規格調査会決定)により制定・見直し内容の妥当性を判断。
- 今回の試験方法分科会では、「きのこ（ぶなしめじ）中のオルニチンの定量－高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格」の改正について審議。

改正を行うJAS

- きのこ（ぶなしめじ）中のオルニチンの定量－高速液体クロマトグラフ法

きのこ（ぶなしめじ）中のオルニチンの試験方法（改正）

- きのこ（ぶなしめじ）中のオルニチンを定量するための妥当性を確認した試験方法について規定。
- 見直しに際し行った利用状況調査の結果、当該JASは、民間の研究所において、育成したぶなしめじ品種のオルニチン含有量調査等に利用されているとともに、利害関係者へのヒアリングにおいて、「参照標準法としての利用」を理由に当該JASは必要との意見が多数であったことから、当該JASがオルニチンの測定における公定法として存在することにより、取引の円滑化に寄与していると判断できるため、今後もJASとしての役割が発揮されるものと思料。
- 併せて、利害関係者へのヒアリングにおいて出された改正要望を踏まえ、電子天びんの規定内容を変更。また、規格利用者の理解を補完するため、規定の変更を伴わない範囲で表現を修正。

オルニチンとは

- きのこ類、シジミ等に含まれる非たん白質性のアミノ酸
- 肝臓の働きを助ける作用や疲労感軽減の作用の報告

試験手順

試料から希塩酸により
オルニチンを抽出

抽出液を定容し、フィルター
ろ過

適切に条件設定したHPLC
でオルニチン濃度を測定

規格利用状況調査結果

引用事例	<ul style="list-style-type: none">● 民間の研究所において、育成したぶなしめじ品種のオルニチン含有量の定量のために当該JASを利用。● 分析機器メーカーが公表しているきのこ（ぶなしめじ）中のオルニチン分析レポートにおいて、当該JASを参照。● ODA事業として、ASEAN加盟国で実施されている食品分析実習において当該JASを利用。
利害関係者 ヒアリング	<ul style="list-style-type: none">● 参照標準法としての利用を理由に当該JASは必要との意見が多数。● 以下について改正要望があった。<ul style="list-style-type: none">✓ 電子天びんの規定内容の見直し

改正の概要

電子天びんの規定 内容の見直し	「6.1 電子天びん」において、「ひょう量が200 gより大きいもの。」の規定は不要との要望があったことを踏まえ、当該記述を削除。
規格利用者の理解 を補完する修正	当該JAS制定以降に制定又は改正された試験方法JASの記載に合わせる形で表現を修正。（例）「試料抽出物」→「試料抽出液」